

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.29

〔共通〕 問1 次に示す事例のうち、消防法令上、当該事実のみでは罰則を適用することができないものを1つ選べ。

- (1) 消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認め、法第5条第1項の規定に基づき、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命じたにも拘わらず、必要な措置が講じられなかった場合
- (2) 消防長又は消防署長が、防火対象物において法第8条第1項の規定に基づき定める必要がある防火管理者が定められていないと認め、法第8条第3項の規定に基づき、当該防火対象物の管理について権原を有する者に対して、防火管理者を定めるべきことを命じたにも拘わらず、防火管理者が定められなかった場合
- (3) 市町村長等が、貯蔵所の位置、構造及び設備が法第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認め、法第12条第2項の規定に基づき、当該貯蔵所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命じたにも拘わらず、修理等が行われなかった場合
- (4) 消防長又は消防署長が、法第17条第1項の規定に基づき設置・維持すべき消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認め、法第17条の4第1項の規定に基づき、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従ってこれを設置すべきことを命じたにも拘わらず、設置されなかった場合

〔消防用設備等〕 問1 建築確認に係る次の事例のうち、消防法令上、消防長又は消防署長の同意を要さないものを1つ選べ。

- (1) 準防火地域内に、延べ面積95㎡の一戸建ての住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が45㎡であるものを建設する場合の確認申請
- (2) 防火地域及び準防火地域以外の区域内に、延べ面積95㎡の長屋で、全ての部分が住宅の用途に供されているものを建設する場合の確認申請
- (3) 防火地域及び準防火地域以外の区域内に、延べ面積295㎡の一戸建ての住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が45㎡であるものを建設する場合の確認申請
- (4) 防火地域及び準防火地域以外の区域内に、延べ面積75㎡の一戸建ての住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が40㎡であるものを建設する場合の確認申請

答

解説

- (1) 消防法第39条の3の2第1項。2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処される。
- (2) 消防法第42条第1項第1号。6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- (3) 本事実のみでは罰則を適用することができず、通常は消防法第12条の2第1項第3号の規定に基づき貯蔵所の許可を取り消すか、期間を定めてその使用の停止を命ずることとなる。もっとも、同法第12条の2第1項の命令に違反した場合は、同法第42条第1項第4号の罰則が適用される。
- (4) 消防法第41条第1項第5号。1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される。

答

解説

- (1) 消防法第7条第1項。防火地域又は準防火地域内に一戸建ての住宅を建築する場合は規模等によらず消防同意が必要。
- (2) 消防法第7条第1項。長屋にあつては規模等によらず消防同意が必要。
- (3) 消防法第7条第1項。住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満であり、かつ50㎡未満なので消防同意を要さない。
- (4) 消防法第7条第1項、同施行令第1条。住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上あるため消防同意が必要。

〔消防用設備等〕 問2 屋内消火栓設備に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 令第11条第3項第1号に規定する技術上の基準にしたがって設置すべき屋内消火栓設備（いわゆる一号消火栓）は、いずれの階においても、当該階のすべての屋内消火栓（設置個数が2を超えるときは、2個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が0.17MPa（メガパスカル）以上で、かつ、放水量が130ℓ毎分以上の性能のものとする必要がある。
- (2) 令第11条第3項第1号に規定する技術上の基準にしたがって設置すべき屋内消火栓設備（いわゆる一号消火栓）の水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が2を超えるときは、2とする。）に2.6m³を乗じて得た量以上の量となるように設ける必要がある。
- (3) 令第11条第3項第2号に規定する技術上の基準にしたがって設置すべき屋内消火栓設備（いわゆる二号消火栓）は、いずれの階においても、当該階のすべての屋内消火栓（設置個数が2を超えるときは、2個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が0.25MPa（メガパスカル）以上で、かつ、放水量が80ℓ毎分以上の性能のものとする必要がある。
- (4) 令第11条第3項第2号に規定する技術上の基準にしたがって設置すべき屋内消火栓設備（いわゆる二号消火栓）の水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が2を超えるときは、2とする。）に1.2m³を乗じて得た量以上の量となるように設ける必要がある。

〔防火査察〕 問1 違反処理等に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 不利益処分を前提とした警告等の違反処理に関する文書を発送する場合に利用する配達証明は郵便物が配達された事実を証明し、また、内容証明は郵便物の内容とそれが配達されたことを証明する。
- (2) 違反処理基準とは、警告、命令、認定の取消しへの移行基準及び時期を示したものであり、違反処理は、原則として、違反処理基準の定めるところにより処理する。
- (3) 略式の代執行は、行政代執行法に基づく正式の代執行において行われる「戒告及び代執行令書による通知の手続」を省略した手続きであり、消防法上では、法第3条第2項等が該当する。
- (4) 実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態や物の存在を現認し、調査することをいい、実況見分の経過及び確認した結果を文書として記載したものが、実況見分調書である。

〔防火査察〕 問2 消防長又は消防署長は、法第8条第1項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができるが、次の記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 消防計画が作成されていないので、作成命令を発動した。
- (2) 自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なることを確認したので、消防計画が不適正なものとして、適正執行命令を発動した。
- (3) 消火、避難訓練を1年以上実施していないことを確認したので、訓練未実施として適正執行命令を発動した。
- (4) 法第8条の2の2に規定する防火対象物の点検を実施していないことを確認したので、点検実施命令を発動した。

答
解説

- (1) 消防法施行令第11条第3項第1号ハ。
- (2) 消防法施行令第11条第3項第1号ロ。
- (3) 消防法施行令第11条第3項第2号ハ。二号消火栓のノズル先端における放水量は80ℓ毎分以上ではなく60ℓ毎分以上の性能を有することが必要である。
- (4) 消防法施行令第11条第3項第2号ロ。

答
解説

- (1) 内容証明は郵便物の内容とそれが差し出されたことを証明するものである。
- (2) 違反処理マニュアルによる。
- (3) 違反処理マニュアルによる。
- (4) 違反処理マニュアルによる。

答
解説

- (1) 違反処理マニュアルによる。
- (2) 違反処理マニュアルによる。
- (3) 違反処理マニュアルによる。
- (4) 消防法第8条の2の2に規定する防火対象物の点検を実施していない場合は、直接的な命令規定はなく、罰則があることから、告発で対応する必要がある。

〔危険物〕 問1 次のうち、危険物を混載することができる組み合わせとして誤っているものはどれか。

- (1) 第4類の危険物と内容積が120 l未満の容器に充てんされた液化石油ガス
- (2) 第1類の危険物と 第6類の危険物
- (3) 第1類の危険物と 第4類の危険物
- (4) 第4類第3石油類の危険物と内容積が120 l未満の容器に充てんされたアセチレンガス
- (5) 第2類の危険物と 第4類の危険物

〔危険物〕 問2 次のうち、丙種危険物取扱者が取り扱うことができる危険物として誤っているものはどれか。

- (1) ガソリン
- (2) クレオソート油
- (3) 軽油
- (4) 第4石油類
- (5) 灯油

答

解説 危険物運搬中の事故の発生・拡大防止のため危険物の混載禁止規定が定められているが、類似の危険性を有するもの、危険性が限定されているものについては混載が可能とされている。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する規則第46条、別表第4。

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の7。

危険物の規制に関する政令第29条第6号。

消防法第16条。

答

解説 丙種危険物取扱者は、定められた種類の危険物に限りその取り扱いができる資格であり、無資格者が行う取扱いに立ち会うことはできない。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する規則第49条。

消防法第13条の2第2項。

昇任試験実力養成講座・救急救命士国家試験問題模擬テスト・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

問1 答 (4)

問2 答 (4)

〔公務員法制等〕

問1 答 (4)

問2 答 (5)

〔消防組織〕

問1 答 (ア) 施設及び人員
(イ) 火災
(ウ) 水火災
(エ) 地震
(オ) 傷病者の搬送

問2 答 (5)

〔消防教養〕

問1 答 (3)

〔消防法規〕

問1 答 (4)

問2 答 (1)

〔消防設備〕

問1 答 (4)

問2 答 (2)

問3 答 (4)

問4 答 (1)

問5 答 ① スプリンクラー設備
② 水噴霧消火設備
③ 泡消火設備
④ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

問6 答 (4)

問7 答 ① 避難階にある居室
② 当該居室に存する者
③ 歩行距離
④ 30 m
⑤ 燐光等
⑥ 蓄光式誘導標識

問8 答 ① 7

② 5

③ 6,000㎡

④ (16の2)

⑤ (18)

〔防災〕

問1 答 (4)

問2 答 (5)

〔建築法規〕

問1 答 (2)、(3)

問2 答 ① 火の粉
② 性能
③ 用途
④ 技術的基準
⑤ 国土交通大臣

〔危険物〕

問1 答 (2)

問2 答 (4)

〔防災〕

問1 答 (1)

問2 答 (3)

問3 答 (3)

〔救急〕

問1 答 (2)

〔救助〕

問1 答 (1) ○ (2) × (3) ×
(4) × (5) ×

〔石油コンビナート〕

問1 答 (2)
問2 答 (1)

〔原子力〕

問1 答 (5)
問2 答 (5)

〔無線法規〕

問1 答 (1)

〔無線工学〕

問1 答 (2)

〔国民保護〕

問1 答 (2)
問2 答 (3)

〔警防〕

問1 答 (3)
問2 答 (4)
問3 答 (4)

—— 消防司令問題 ——

〔組織管理〕

問1 答 (3)

〔人事管理〕

問1 答 (4)

〔消防財政〕

問1 答 (2)

〔警防〕

問1 答 (3)
問2 答 (4)
問3 答 (1)

〔救急〕

問1 答 (3)

＝ 救急救命士国家試験問題模擬テスト＝

〔一般問題〕

問1 答 (4)

問2 答 (4)
問3 答 (3)
問4 答 (2)

〔状況設定問題〕

問1 答 (3)
問2 答 (1)、(4)

—— 予防技術検定模擬テスト ——

〔共通〕

問1 答 (1)

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)
問2 答 (3)

〔防火査察〕

問1 答 (1)
問2 答 (4)

〔危険物〕

問1 答 (3)
問2 答 (2)

史上最強のタフネスThe G、その存在は究極の領域へ 日本消防協会公認G-SHOCK



※ベースモデルは「GW-300J-1JF」

- ▶ライトをつけると赤く「消防団」のマークが液晶に浮かび上がります。
- ▶ライトボタンのGマークが黒から赤へ。
- ▶文字盤枠ロゴ部分の「CASIO」が「JFA」へ。
- ▶ベルトに限定版の証、「JAPAN FIRE FIGHTER」の文字が赤でシルク印刷。
- ▶シリアルナンバー付き。
(限定モデル)



お問い合わせ先:

株式会社トレハクラブ

東京都北区赤羽西 1-36-14 エミネンスタワー 5階
Tel.03-5963-5121 Fax.03-5963-5127

Mail.info@shobo.jp
URL.http://www.treha.com/



消防団員生き生きショップ
にて好評販売中(在庫希少)